

## 8 財政的な能力

- 経費積算内訳（収支計画書）、事業計画書、収支予算書、事業実績書、決算諸表等に記載済みです。

## 9 コンプライアンス、社会貢献

### (1) 諸規程の整備

#### ア 指定管理業務を実施するための必要な企業倫理・諸規定の整備、法令順守に向けた取り組み

##### ●企業倫理・諸規定の整備

弊社は60年の長きにわたり、地元の南足柄市を拠点として企業活動を展開してまいりました。

その間、社会・お客様・取引先・従業員・株主などに対して、常に公平に信頼をベースに経営をしてまいりました。

このことが長きにわたる企業の存続に結びついていると確信しております。

弊社は、法令を遵守し、事業を展開することが企業としての義務であると考え、長年の事業展開で蓄積された企業の理念をもとに、企業コンプライアンスを策定し、役員・管理職・社員の行動の規範としております。

弊社は、公共事業から個人邸の手入れや野外教育事業と多岐にわたる事業を展開していることから、会社理念に基づく行動規範の遵守が大変重要であると考えます。

特に職場におけるハラスメントは、個人の人格を傷つけるだけでなく、他の職員・職場の士気の低下にもつながり、職務の遂行に大きな影響を与えることとなります。

こうしたことから、ハラスメントの予防・改善などの観点から、

- ①. 管理的立場にある者へのハラスメントに関する注意喚起
- ②. ハラスメント研修の実施
- ③. 職員が心配せずに相談できる体制の整備

などを行いハラスメントに真摯に向き合う企業風土を作り上げてまいります。

#### 私たちの企業活動の行動規範

##### 1. 法令やルールを遵守します

あらゆる法令やルール・規則に反する行動はしません。お客さまや協力業者に対しては、誠実で公平な企業活動を行います。

##### 2. 顧客満足を喜びとする企業活動を行います

地域に根差した企業として、地域や社会に対する責任と信用を第一に考えると共に、顧客満足を喜びとするような企業活動を行います。

##### 3. あらゆる人の人権を尊重します

お客様、取引先の人たちはもちろんのこと、役員や社員一人一人の基本的な人権を尊重し、豊かな職場環境の実現の努めます。

##### 4. 全社員の健康と安全の確保に努めます

全社員の心身の健康、職場での安全確保に努め、快適で楽しく就業できる職場風土を醸成します。

##### 5. 情報の管理と守秘義務の徹底に努めます

私たちは個人情報、顧客情報、経営情報などの一切の機密情報を厳正に管理し、外部への漏えいを防止します。

##### 6. 反社会的勢力に屈服しません

社会の秩序や、安全な企業活動に脅威を与えるような反社会的勢力には屈服せず、不当な利益供与はしません。

##### 7. 地球環境・地域環境の保全に努めます

私たちは、地球環境の保全に努め、私たちを育ててくれた地域が健全に存続できるよう、地域の環境保全に努めます。

**●コンプライアンス規程及びマニュアルに基づく企業倫理を遂行します**

コンプライアンスは、企業が社会的責任を負い、存続していくことにおける基本理念です。コンプライアンスを遵守するために、弊社では、コンプライアンス規程及びマニュアルを策定し、全社員がそこに謳われた企業倫理や関係法令順守を義務付け、業務を遂行しております。

**●コンプライアンスの組織体制**

安全衛生委員会においてコンプライアンス研修やその指導、改善に関わる業務を行うことその他、コンプライアンスカウンセリング窓口として、違反行為が行われている場合の通報や、質問・相談などを社員から受け入れます。

**●諸規定の整備の状況**

弊社は、企業活動を展開するに当たり、職員の雇用から就業、給与等業務に必要な諸規程を次の通り定め、職員はこのことを十分自覚し、責任を持って業務に従事します。

**■雇用・就業・給与に関する規定**

「就業規則」「賃金規程」「育児・介護休業規程」「出張・外出規程」「福利厚生規程」他

**■決裁・会計**

「職務権限規程」「経理規程」

**■個人情報保護、等**

「コンプライアンス管理規程」「個人情報保護基本規程」「情報公開規程」「文書管理規程」「安全衛生管理規程」「災害補償規程」他

**■ボランティア、講師関係**

「ボランティア受入規程」「講師謝礼規程」

## イ 法令順守の徹底に向けた取り組み

### ●関係法令等を十分理解し、職員全員が遵守します

足柄ふれあいの村を受託するうえで、指定管理者は神奈川県の実行であることを十分に認識し、業務を実施しなければなりません。

行政が所有する施設であること、神奈川県が指定管理施設の位置づけ・機能を規定し、指定管理施設に期待すること、環境保全や安全に就業できる環境づくりなど、指定管理業務の関係する法令や規定は多岐にわたります。

これらの法令や規定を十分理解・遵守し、行政、県民、指定管理者が安心して関わることのできる指定管理施設（足柄ふれあいの村）の運営を行います。

### ●法令の遵守を徹底するための取り組み

企業活動において、広く倫理や道徳を含む社会的規範を遵守することは重要であると考えます。

「地方自治法」を始め「労働基準法」「労働安全衛生法」「個人情報保護条例」「消防法」「県関係規則」等を充分理解し、またそれを職員に周知、徹底するために、関係法令集を作成し、常に最新の法令を確認できる状態にするとともに必要に応じて研修を実施します。

また、年度初めには全職員に対し、足柄ふれあいの村の運営にあたり順守すべき事項を示し、年間を通してこれに沿った職務を行うように指示しており健全な村の運営に役立てております。（詳細については、前掲）

### ●研修計画

研修内容	頻 度	対象者
就業規程	入社時	全職員
文書管理	年1回	施設責任者、職員
安全衛生管理	年1回	安全衛生管理責任者
コンプライアンス	年1回	全職員

## ●株式会社アグサの労働基準監督署等から指摘事項の有無について

申請開始の日から起算して、過去3年間に労働基準監督署・年金事務所等からの指摘事項の有無

無

有

## ■指摘事項等の詳細

種類：是正勧告

勧告日：令和4年5月18日

発行者：小田原労働基準監督署

内容：従業員1名（知的障害のある従業員 富士フィルムビジネスイノベーション株式会社 塚原研修所勤務）に対して、最低賃金を下回る賃金を支払っていた。

要因：最低賃金除外許可（平成31年3月6日～令和4年3月5日）であったが、更新申請を失念していたため。

対応：当該従業員に対して、最低賃金除外申請許可が下りるまでの不足分（46,080円）を支払った。

完了日：令和4年6月15日

## ※最低賃金の減額の特例許可申請

身体や知的障害等、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、特定の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

## (2) 環境への配慮

### ア 指定管理業務を行う際の環境への配慮状況

#### ●私たちの地元（地域）での環境配慮の取組みについて

弊社は県西地域で事業活動を行っている地域企業の責任として、事業実施のあらゆる場面で地域環境や地球環境の保全を根底に踏まえた上で活動することを方針としており、建物管理や緑化管理、また、野外教育事業や温泉事業など幅広い事業を展開する中で、持続可能な社会、安全で快適な社会の創出のために、環境への配慮は全ての事業における必須命題としてとらえています。

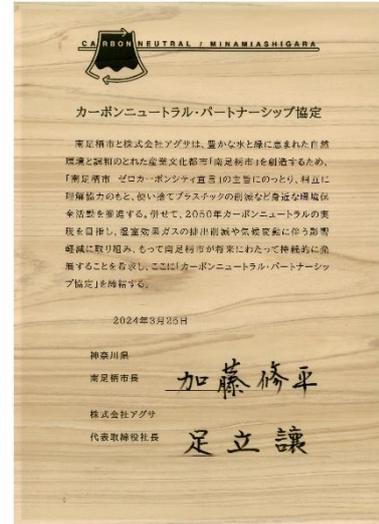
そのようなことから令和6年3月25日、弊社と南足柄市は、豊かな水と緑に恵まれた自然環境と調和のとれた産業文化都市「南足柄市」を創造するため、「南足柄市 ゼロカーボンシティー、宣言」の主旨のっとり、相互に理解協力のもと、使い捨てプラスチックの削減など身近な環境保全活動を推進し、併せて、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し温室効果ガス排出削減や気候変動に伴う影響の軽減へ向けて、「カーボンニュートラル・パートナーシップ協定」を締結しました。

足柄ふれあいの村の指定管理運営においても、同方針に準じた取り組みを実行してまいります。

#### ●環境負荷低減の実績

弊社のグリーン環境整備事業の実績やノウハウを活用して、指定管理施設の休憩所などに緑のカーテンを設置し、冷房費の削減など、環境負荷低減に努めております。

また本社建屋の屋上への太陽光パネルの設置や、温浴施設「おんり〜ゆ〜」では、エネルギー使用効率が高く、温室効果ガスの排出量が少ない設備へ更新を行うなど、環境負荷の低減に積極的に取り組んでおります。



## イ 足柄ふれあいの村の指定管理業務を行う際の環境配慮の取り組みについて

### ●環境負荷低減に向けた対策など

2019年7月、昨今の猛暑に鑑み、利用者の安全安心と快適な利用環境を整備するため、弊社により全ての宿泊室と食堂ホールに冷暖房を設置しました。冷房効率の上昇のため、入口扉の開閉には十分留意するとともに、建具の隙間を出来る限り防ぎ、気密性の向上や、天窓の遮光対策等に取り組んでまいります。

また、「水銀に関する水俣条約」により、2020年から高圧水銀灯の生産及び輸出入が中止されたことをうけ、前期の管理指定を受けた平成28年度より、施設内の大部分の水銀灯及び蛍光灯をLED化しております。

その他、日常業務の中においては、以下の様な取り組みを実施しております。

- ① 駐車場におけるアイドリングストップの積極的な推奨。注意喚起POPの掲示。
- ② 昼休み中に事務所内の照明を半分消灯。
- ③ 職員の日中の手洗いは、照明を使用しない管理棟2階のトイレを積極利用する。
- ④ 宿泊者のいないエリアの外灯の消灯。
- ⑤ 入浴時間の効率的な調整による、ボイラー稼働時間の短縮。
- ⑥ 入浴利用者の少ない場合の、男女何れか片方の使用。
- ⑦ 村内各所に節電、節水のPOPを掲示する。

など、環境負荷低減に向けた取り組みを継続してまいります。



### ●小売電気事業者の契約先について

足柄ふれあいの村の小売電力事業者については、CDPの再エネソリューションプロバイダーに認定されている「デジタルグリッド株式会社」と契約をしております。今後早急に、契約事業者と相談するとともに、調達価格等、市場の状況を踏まえながら、再生可能エネルギー電力100%の調達に向け、段階的に取り組みを推進してまいります。

### ●廃棄物の削減対策や資源の有効活用

足柄ふれあいの村では、様々な種類の廃棄物などが発生しますが、5Rの考え方を明確に理解し、足柄ふれあいの村から発生する廃棄物は有用な資源として再利用します。



●**ゴミの分別とリサイクル**

業務での資料の簡素化、データ書類を用いた会議や、利用に関する書類のオンラインでのやり取りで、ペーパーレス化を推進します。また、裏紙としての利用で用紙使用料の削減を図るとともに、使い捨て製品の使用や購入を抑制し、廃棄物の排出を軽減します。

また、食堂や事務所から出る廃棄物の中で、生ごみ(野菜ゴミ)については、「生ごみ処理機キエーロ(例)」を活用して、生ごみの排出量の削減を目指します。

●**森林資源・県産材有効利用の推進(木工材料・他施設へ再利用等)**

施設内作業で発生した間伐材、伐木材等を有効利用し、主催事業等でのクラフト材、薪やスウェーデントーチ等で使用するほか、村内の階段や土留め等にも使用します。



●**化学物質、有害廃棄物等の適正な管理(低VOC対策等)**

児童・生徒をはじめ多くの人々が滞在利用する施設であることから、化学物質過敏症やシックハウス症候群などの症状を持つ方に対して配慮します。

施設の維持管理に使用する塗料・洗剤・洗浄剤は、基本的にVOCを発生しないか、極力少ないものを用います(塗料は、低VOC塗料または水系塗料など、VOC含有量の少ないか皆無のものを使用)。

VOC ( Volatile Organic Compounds ) とは、常温常圧で大気中に容易に揮発する揮発性有機化合物の総称です。  
 具体例としてはトルエン、ベンゼン、フロン類、ジクロロメタンなどを指し、これらは溶剤、燃料として重要な物質であることから、幅広く使用されています。しかし、環境中へ放出されると、公害などの健康被害を引き起こす。特に最近では、ホルムアルデヒドによるシックハウス症候群や化学物質過敏症が社会に広く認知され、問題となっています。



●**施設で使用する消耗品などはグリーン購入を推進します**

「神奈川県グリーン購入基本方針」に基づき、施設の管理運営に必要な備品や資材、また、サービス等については、グリーン購入法適合商品やエコマーク認定商品等を優先し、環境に配慮されたものを購入します。

■環境に配慮した物品やサービスを購入する(グリーン調達)

■購入に伴う活動の環境影響に配慮する(グリーン配送等)

■環境に配慮している企業から物品やサービスを購入する(グリーン入札)



エコマーク

### ●施設内の自然環境に配慮します（森林の植物・動物との共生）

足柄ふれあいの村は、神奈川県西端に位置する南足柄市の山麓部に立地しております。

南足柄市の森林の面積は5,275haで森林率は68.5%を占めており、神奈川県の貴重な森林資源、水源保全林として重要な役割を担っております。

また、南足柄市内には県立の施設として足柄ふれあいの村以外にも「21世紀の森」があり、21世紀の森は神奈川県の森林の存在とその多面的な機能を県民に知ってもらい、森林を活用してもらう施設として運営されており、足柄ふれあいの村も南足柄市の森林に立地していることから、森林環境を保全する役割が求められるものと認識しております。

そういったなかで、散策路や森林内の維持管理をしながら、森に生息する生物の多様性を保全する取り組みや、小田原メダカの繁殖への協力や展示、外来種のムネアカハラビロカマキリの繁殖を阻止し、生態系へのダメージを軽減する様な取り組みを継続していきます。

また、玄関ロビーにはご利用者の皆様に自然に対する興味・関心を深めていただくよう、施設内で観ることができる生き物等の展示を簡易的に行っており、たくさんのご利用者の皆様に見ていただいております。今後も内容を充実させてまいります。



### ●施設及び周辺森林などを利用して、利用者の自然環境配慮の啓発・指導を行います。

- 環境保全に関する展示や案内板の設置、パンフレット類の作成・配布、ガイド
- 園内の植生や自然を生かした環境教育プログラム（自然観察会等）の実施
- 県立21世紀の森と連携し、森林保全プログラムの提供や案内、森林環境教育の支援・体験など、神奈川県の森林と水源保全林の啓発・学習の推進を図ります。

### ●職員の自然環境配慮に関する意識向上を図ります

- 身近な足柄ふれあいの村周辺林の自然環境の把握・実地踏査
- 自然環境保全研修の実施（神奈川県森林インストラクターの会等の外部講師による指導）
- 廃棄物の処分等に関する法令の遵守及び、5Rの啓発

**(3) 障がい者等への配慮****ア 法定雇用率の達成状況、障がい者雇用促進の考え方と実績**

(ア) 障がい者雇用状況（令和7年6月1日現在）

法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数(A)	うち常用雇用障がい者数(B)	実雇用率 (B)/(A)×100	不足数 (A)×法定雇用率－(B)
77	1.5	1.95	0.4

株式会社アグサでは、緑化業務部、ファシリティーサービス部で2名就業しています。

令和7年6月1日現在の弊社社員数（役員除く）から、常用雇用障がい者の労働者数を元に、実雇用率及び不足人数を算出すると、  
 実雇用率は、 $1.5 \text{ 人} \div 77 \text{ 人} \times 100 = 1.95$ 、  
 不足人数は、 $77 \text{ 人} \times 2.5\% \text{ (法定雇用率)} - 1.5 \text{ 人} = 0.4 \text{ 人}$ となります。

(イ) 未達成の場合の今後の対応

障がい者の方が、安心して働ける環境づくりをまず取り組みます。また、ハローワークや、地域の障がい者就労支援事業所などとの連携を深め、法律の定めるところの雇用率を達成できるように、障がい者雇用を促進します。

(ウ) 障害者雇用促進法に基づく国（事業所を所管する公共職業安定所長）からの障がい者雇入れ計画作成命令の有無

- 無  
 有

(エ) 障がい者雇用促進の考え方と実績

ハローワークや、地域の障がい者就労支援事業所などとの連携を深め、法律の定める雇用率を達成できることはもとより、共生社会の一員となれるよう取り組んでいきます。そのために、障がい者就労支援事業所と連携して、まずは施設整備等の作業に従事できるよう環境整備するとともに、就労支援事業の中から正式雇用できるよう連携を深めてまいります。

**■実績**

- ・弊社のグループ会社でもある株式会社おんりーゆーで障がい者を直接雇用しています。
- ・県立足柄ふれあいの村コテージ等の整備・清掃作業（就労支援事業所への委託）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
掃除	93 ヶ所	896 ヶ所	2236 ヶ所
チェック	29 ヶ所	271 ヶ所	359 ヶ所

※就労支援事業所の都合により、現在は委託はしていません。

## イ 障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえた取組についての考え方

足柄ふれあいの村は、障がいのある・なしに関わらず自然の中でキャンプを楽しんでいただけるように施設が配置されております。

特にバリアフリーとなっている 100 人収容の山荘では障がい者向けのトイレやシャワーが整備されているほか、管理棟にエレベーターを設置するなど障がいのある方でも快適にお過ごしいただけるような配慮がなされております。

こうした施設であるため、県内の特別支援学校など障がいのある方々が日常的に利用されていることから、職員は常に障がいによる差別等が生じないよう合理的配慮のもと適切に対応するよう行動しております。

これまでの運営では、貸出用車いすやシャワー利用時に利用する車いすを備えているほか、聴覚に障害がある方に向けた筆談ボードを設置するなど、できる限り社会的障壁をなくすような方策を講じております。

また、要請に応じて車いす利用者など障がいのある方への補助を積極的に行うなど快適に生活ができるような配慮も同時に行っております。このほか、村内において雨天時などでも楽しく活動していただくために、貸出用の「ボッチャ」を用意するなど、障がいのある方々の活動がこれまで以上に広がるような工夫も行っております。

今後も障がいのある方々に「障害者差別解消法」に基づく合理的配慮を行うとともに、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取り組みを積極的に推進してまいります。



### ●具体的対策例

■主催事業として「バリアフリーキャンプ」を実施し、障がいのある方々に普段できないキャンプを楽しんで頂きました。「障がいのある子が難しすぎて参加できないことが多いので、きちんと参加ができるような企画でムリなく居られて、本当にありがたかった。」、「障がいのある子どもの特性を考えたゆったりとしたスケジュールでよかった。」、「他の親御さんと情報交換が出来る事がとてもとても助かりました。」、「ゆったりできた。時間に追われることの苦手な自閉症児にはありがたい。」といった感想をいただくことができ、今後はインクルーシブの視点を取り入れたキャンプを計画したいと考えております。

■ヘルプマークを見かけたら積極的に声掛けを行い、配慮が必要な場合は必要な支援を行います。

■障がい者が気持ちよく利用できるようサイン（耳マークや補助犬マーク等）を掲示し、利用者全員に理解が得られるよう取り組みます。

■ホームページは、できる限り電子データ（テキスト形式）で提供できるよう取り組むとともに、使用する配色などに配慮し、情報アクセシビリティの向上を図ります。



## ウ 手話言語条例への対応

足柄ふれあいの村では、障がいをお持ちの方が多様な活動を展開されることも少なくないことから、聴覚障害のある方が活動する際については、手話言語条例の趣旨を理解したうえで、手話を用いたコミュニケーションをとることが望ましいものと考えております。

そこで、まずは職員に対しては手話により簡単なあいさつや自己紹介などできるよう、研修などの場を設けるとともに、より詳細なコミュニケーションを要する場合には、筆談を取り入れることや、手話通訳者などを依頼し、利用者とのスムーズなコミュニケーションが図れるよう心掛けます。

### ●具体的対策

- あいさつ程度の手話ができるよう、職員研修等を行います。(P53 参照)
- 足柄ふれあい村の受付窓口には、筆談によるコミュニケーションを積極的に図れるよう、耳マークの掲示をするとともに筆談ボードを設置しております。
- 予め、手話を必要とする利用者が想定される場合には、手話通訳者等の派遣を依頼することにより、利用者の要望に対応してまいります。



筆談ボード



耳マーク



受付の設置状況の様子

#### (4) 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組

##### ア 地域・中小企業としてのCSRの考え方

弊社は南足柄市で誕生し、地域の住民に支えられ成長してきた企業です。地域への社会貢献を会社の理念として、現在も南足柄市を中心に県西地区を事業エリアとし地域密着型の業務を展開しております。

また、地域の文化・伝統の保全や、地域活性化イベントの実施、青少年の健全な成長を支援する野外教育活動の実施など、「地域づくり」「環境づくり」「人づくり」をテーマに地域貢献を実践しております。

さらに、南足柄を中心とする地元地域の活性化を目指し、「観光事業」にも着手しております。

そのような背景の中、株式会社アグサは地域の中小企業として社会貢献を推進・実践するために、事業そのもので地域に貢献することを軸に、会社のCSRの考え方としてきました。

##### イ 事業を通じた社会への貢献の実績

###### ●指定管理事業

弊社は、足柄ふれあいの村を含めて4か所の指定管理施設を運営しております。いずれの施設も老朽化が進んでおりますが、利用者の方に安心してご利用いただくために様々な工夫や取り組みにより修繕を実施しております。南足柄市のスポーツ施設では、施設や設備の不備が大きな事故やケガにつながるため、南足柄市と協議の上、テニスコートの改修のための寄付を行い、8面ある人工芝のテニスコートのうち、7面をリニューアルすることができました。

このことで、利用者の皆さんが安心して利用できるようになり、南足柄市から感謝状を受けることができました。

今後も、利用者の皆さんに貢献できる施設運営を心掛けてまいります。



###### ●野外教育事業

野外教育事業では平成9年より「心の骨組みづくり」をテーマとした事業展開をしており、県内外の中学・高校のクラスづくりプログラムとして、年間約100校より事業受託をしています。



**●グリーン環境事業**

地域の自然環境保全整備や林地の維持管理業務を通じての環境保全に貢献しております。

また、降雪時等の公共道路の早期復旧事業に参画しています。

**●温泉事業**

南足柄市では難しいとされていた温泉事業を計画し、困難な採掘を経て、13年前より温浴施設の運営を手掛けております。

現在も多くの市民や県民に親しまれています。

**●事業以外での社会貢献活動の実践**

- 市、自治会等が実施する各種行事への支援
- 春木径（はるきみち）桜並木の維持管理
- 教育委員会、学校、子供会への野外教育プログラム（PA）の実施
- ライオンズクラブ、ロータリークラブ、青年会議所への協力

**●今後の地域貢献について**

弊社は、「地域づくり」「環境づくり」「人づくり」の会社方針のもと、地域企業として地域とともに発展してまいりました。今後も南足柄市の地域中小企業のリーダーとしての自覚を持ち、地域の企業、団体、住民、行政を巻き込みながら、地域貢献活動を会社の重要な役割の一つとして、当然の使命として、これからも推進してまいります。

**●県西地域活性化プロジェクトの理念の共有**

弊社はこれまでも、文化活動、教育活動、地域活性化活動を中心に、地域貢献活動を積極的に推進してまいりました。これからもこれらの地域貢献を継続することに加え、神奈川県西地区活性化プロジェクトの施策との連携で、南足柄市の観光活性化に向けた取り組みを、足柄ふれあいの村でのプログラム立案という形で実施し、「かながわ県西での“心地よい”暮らし～つながり×未病改善のライフスタイル」を目指し、地域資源を活用した多様な学びの提供や、次の世代につながる環境の整備、神奈川県民の健康増進等に向けて貢献してまいります。

## ウ SDGs（持続可能な開発目標）についての考え方

SDGsは17の目標から構成されておりますが、本施設の管理運営にあたっては目標4に関するだけでなく複数の目標に関わる事項について様々な取り組みを行っておりますが、特に豊かな自然をバックグラウンドとした教育の実践により、教室等では得られない質の高い教育を実践し、足柄ふれあいの村の設置目的を達成するよう様々な取り組みを行ってまいります。



具体的には、

- ①. 自然を知り、自然を保存することが持続可能な社会を形成する重要な要素であることを学ぶ。
- ②. 自然の適切な管理運営やその利用促進などについて、森林インストラクター等の協力も得ながら自然環境の保全等の必要性について、子どもたちに生きた教育を提供する。
- ③. 間伐や植樹、下草刈り等を通じて、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにするとともに、体験を通じて協調性や自立心等を育成する。

等の活動を実践してまいります。

このほか、本県の教員を志望する方々に向けて神奈川県が実施する、「かながわティーチャーズカレッジ」の「実践力向上講座」における活動の場として、足柄ふれあいの村が選定されていることから、教員を目指す参加者には自然を活用した教育の重要性を伝え、将来教員となった際に、積極的に自然体験活動を推進する立場になってもらいたいと考えております。

このことが、本県の教育力の向上にも寄与するものと確信しております。

### ●これまでの具体的な取り組み

- 下草刈りや植樹を通じた森林保全
- 地域との繋がりによる環境保全
- 草花や野鳥の自然観察会の開催
- キューロの利用を通じた循環型社会への取組
- 農業体験
- 自社農地で栽培したものの提供
- イベントでの地元産品の販売
- 食堂における地産地消（近隣農地で栽培した野菜の利用）
- 水質保全に関わる森林の役割と生態系の保護・回復活動
- 生物多様性と生態系の保全に向けた固有種メダカの育成保護活動
- 間伐材を利用した村内階段の補修、施設案内表示板の作成、クラフト材としての活用
- 間伐を通じた大規模災害を防ぐための森林保護の大切さを伝える活動、身近な自然の大切さを伝える活動、地球環境問題の提起等

これら一つひとつの小さな行動が相互に関連することで、SDGs達成にむけた道筋が見えてくることを足柄ふれあいの村を利用する全ての人々に伝えていくことが次期の指定管理者には求められていると考えます。

同時にSDGsに取り組むことは我が社の企業理念に資するものでもあり、全社をあげて積極的に展開してまいりたいと考えております。

**10 事故・不祥事への対応、個人情報保護****(1) 事故・不祥事への対応**

過去3年間において、重大な事故、不祥事はありません。

## (2) 個人情報保護

### ア 足柄ふれあいの村における個人情報保護についての管理方針

#### ●個人情報保護に関する制度を理解し運営します

平成 17 年 4 月 1 日に個人情報保護法が施行され、その後様々な改正も含め 20 年が経過しました。

そうした中、5G（第 5 世代移動通信システム）や IoT 技術の登場、更には ChatGPT などの生成 AI、クラウドサービスなどの充実は、業務の効率化をもたらす一方で、意図しない情報漏洩の危険をはらんでおり、こうしたテクノロジーの進化は、顔認証、音声データ、位置情報など、新たな形の個人情報を生み、その取り扱いについては複雑化してきております。

また、サイバー攻撃は日々巧妙化しており、これらによる情報漏洩のリスクや、多様性社会による「要配慮個人情報」など、個人情報保護の重要性は更に増してきております。

多くの方が個人情報の取り扱いについて不安を感じている昨今、その重要性を認識し、個人情報の取り扱いに対する配慮が求められております。

弊社は関連法令を遵守しながら、マニュアル整備等の保護管理体制を構築し、職員研修等を通じて職員全てが個人情報の取り扱いに関して高い意識を持ち、最善の注意を図りながら、適正な個人情報の保護と管理に努めてまいります。

#### ●私たちの個人情報保護の取り組みについて

弊社は、様々な事業部や、複数の指定管理施設を運営しており、それぞれの部署で個人情報が保管されております。

そのため、個人情報保護基本規定を作成し、本社をはじめとして各事業部、各指定管理施設の個人情報保護の方針体制を定めております。

指定管理施設においては、日常的に、一般県民や市民の申し込み予約などに関する個人情報が収集され蓄積されるため、特に厳重な個人情報保護が必要となります。

個人情報は、必要最小限の範囲での扱いとなるよう、出来るだけコンパクトな情報保護管理が安全であると考え、情報の精査を行うとともに、所長の責任のもと、適正な運営を行ってまいります。

#### ●足柄ふれあいの村における個人情報取り扱いの状況と概要

足柄ふれあいの利用にあたっては、非常に多くの個人情報を利用者から提供して頂き、それを取り扱う必要があります、その対象者は、一般利用者から主催事業や不登校対策事業の参加者、その事業に係るボランティアなど多岐に渡ります。

また、旅館業法の簡易宿所にあたるため、保健所による宿泊者名簿の備えが義務付けられており、日々保護すべき個人情報が増えていく状況にあります。

こうした個人情報の取り扱いにおいては、個人情報の「対象者」「扱い場所」「保管場所」「情報所項目」について定め、それぞれの項目について厳守します。

足柄ふれあいの村における取り扱いの各項目については次の記表のように定めます。

## ●足柄ふれあいの村の個人情報取り扱いの概要

項目	内容
対象者	施設利用・予約を行う個人及び団体、協力団体、主催事業参加者、講師、ボランティア等
扱い場所	事務所内
保管場所	施錠できる書庫等、金庫、ハードディスク、USBメモリ
情報項目	住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス、所属団体名、画像等

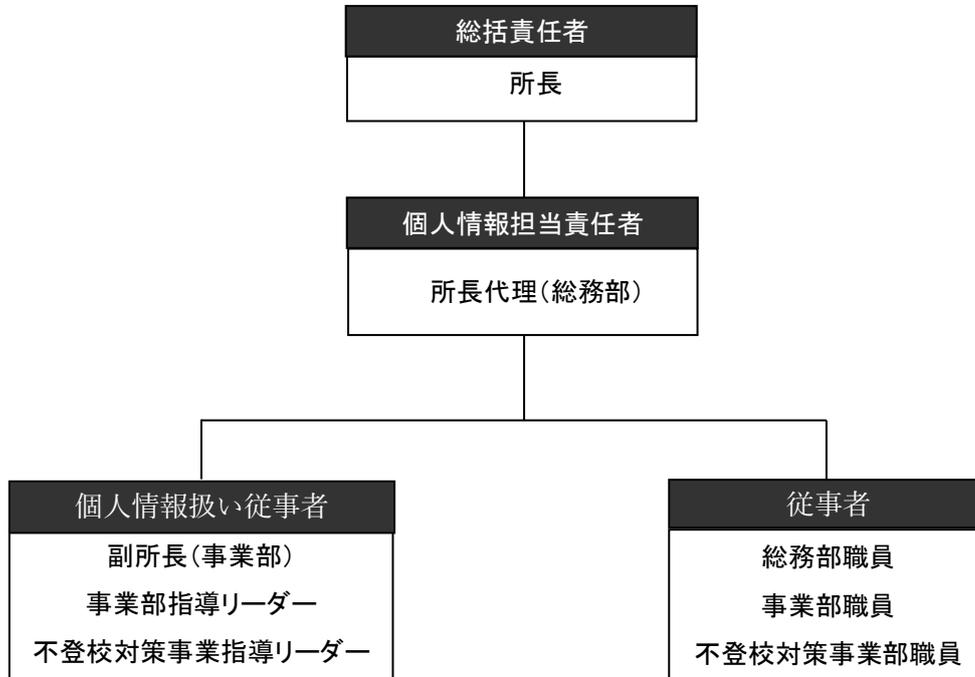
## ●個人情報保護の基本的考え方

- 業務に必要な必要最小限の個人情報を収集し、収集目的を明示する。
- 対象とする目的以外に利用をしない。
- 収集した個人情報を本人の同意がない場合は、他に提供しない。
- 許可のない複製や盗難、盗用、漏洩の防止を徹底する。
- 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去の申し出に対しては速やかに対応します。
- 指定管理期間終了時には提供された資料の返還、収集した個人情報は適切に廃棄する。

## イ 足柄ふれあいの村における個人情報についての管理責任体制

### ●個人情報管理組織について

個人情報の保護・漏洩防止のために、個人情報等を扱う責任者及び業務に従事する者を選定して、それ以外の職員は個人情報を取り扱わないこととします。



### ●過去の教訓を活かして

去る 2018 年 5 月 15 日、弊社が管理している足柄ふれあいの村において、情報漏洩の事故を起こしてしまいました。

この事故については、当事者であるボランティアの方々、また日頃より足柄ふれあいの村をご利用頂いている多くの県民や利用者の方々に、不安やご心配を与えてしまいました。

この事故を教訓に、運用規定を見直し、現在ではより強固な対策によって、個人情報保護・漏洩防止に努めておりますが、改めて運用方法等を再考し、事故の再発防止に努めます。

### ●個人情報保護・漏洩防止の具体的対策

#### ■受付や予約の業務など、業務マニュアルに個人情報の項目を盛り込みます。

指定管理施設などでは、日常的に個人情報に類する情報が収集されます。そのため、保護の対象となるべき個人情報の項目を明確に取り扱い職員が理解するために、業務マニュアルに盛り込みます。

#### ■個人情報保管場所を統一し管理します。

個人情報保管場所を統一し、必ず施錠できる書庫若しくは金庫等に保管します。

#### ■電子媒体の暗号化を徹底します。

収集した個人情報は、ほとんどが電子媒体として取り扱われます。その個人情報をパソコン内部に保存する場合は、必ずパスワード設定し、暗号化を図ります。また、USBメモリー等に保存する場合もファイルには必ずパスワードを設定し施錠できる書庫もしくは金庫に保管します。

**■USBメモリー等の管理を徹底します。**

使用するUSBメモリー等は、使用する前にウイルスチェックを行った後、ウイルス等に感染していないことを確認の上、作業行うこととします。

また、USBメモリーを作業場所から持ち出す場合は、記録簿を作成し、持ち出し日時、用件、返却日時、持ち出し者等を明らかにして個人情報取扱責任者の許可のもと管理します。

**■使用パソコンの管理を徹底します。**

使用するパソコンは、会社から貸与されたもののみを使用し私物パソコン等の使用は、原則として禁止するほか、使用するパソコンは、ログインパスワードを設定し、関係者以外の使用を制限するほか、チェーンロックを施し盗難防止策を講じます。また、会社からインストールされたセキュリティーソフトを常に最新の状態を保持するよう常にアップデートします。

また、私有物のソフトウェアやフリーソフトのインストールは原則禁止とします。

**■電子メールの運用およびファックス等送信時のルールの徹底**

(1) 受信したメールは、プレビューウィンドウで表示しない。

(2) 受信メールを開く際には、差出人や件名を確認してから開く。

(3) 迷惑メールフォルダに振り分けられたメールは、開かず削除する。

(4) 差出人不明のメールに添付されたファイルは絶対に開かない。

(5) 電子メールを送信する場合は、一度送信トレイに収める設定にして使用する。

(6) 電子メールアドレスを登録・グループ化する場合は、以下の様にする。

ア. 電子メールアドレスをアドレス帳等に登録する場合は、姓欄に【所属・役職等】、名欄に【個人名】を記入する。

イ. 職員以外の個人やボランティア、外部関係者等の電子メールアドレスをグループ化登録する場合は、登録名の頭に【個人情報・送信注意】などと記入し、既存の個人用電子メールアドレス等と混同しない様にする。また、送信に使用する際には必ずBCC欄を用いる。

(7) 職員間や社内間の電子メールの作成・送信する際は以下の点に注意する。

ア. 宛先欄、CC欄、BCC欄が適切に使い分けされているか

イ. 入力されているメールアドレス、送信する相手に誤りはないか

ウ. メール本文の記載内容は適切か

エ. ファイルの添付は適切か

(8) 職員以外の個人や施設利用者、所管課、関係業者等の外部の者へ電子メールを作成・送信する際は、上記(7)ア～エの視点で作成した上で、以下の手順に従って行う。

ア. メール作成者は、他の職員へ当該メールの確認依頼をする。

イ. メール確認者は、メール作成者のパソコン画面上で当該メールがどういった目的、内容であるかをメール作成者に確認した上で、上記(7)ア～エの視点でメールを確認する。

ウ. 確認者による確認の後、メール作成者はメールを送信し、送信トレイに移動した当該メールを再度、上記(7)ア～エの視点で最終確認をした後、メールを送信する。

なお、(8)については、副所長以上は、必ずしもメール確認を求めなくても良いものとする。

- (9) 外部の者への電子メールで、事業参加者やボランティア等、特定および不特定の複数人に作成・送信する際は、上記(7)ア～エの視点で作成した上で、以下の手順に従って行う。なお、(9)のメール作成に際しては、原則、職員の業務用アドレスを除き、宛先およびCC欄は使用せず、必ずBCC欄を使用することとする。
- ア. メール作成者は、当該メールを印刷し、リーダー以上の職員へ確認依頼をする。メール印刷に際しては、印刷プレビュー上で再度送信相手のアドレスが適切な場所に入力されているかを確認する。(BCC欄は印字されないため、プレビューで必ず確認すること)
- イ. メール確認者は、当該メールがどういった目的、内容であるかをメール作成者に確認した上で、上記(7)ア～エの視点でメールを確認する。
- ウ. メール確認者は、上記イでの確認の後、メール作成者のパソコン画面上でも、送信相手のアドレスが適切な場所に力されているかを確認する。
- エ. メール確認者による確認の後、メール作成者はメールを送信し、送信トイレに移動した当該メールを再度、上記(7)ア～エの視点で最終確認をした後、メールを送信する。
- (10) ボランティア登録希望の電子メール等、本文内にアドレス以外の個人情報が含まれる電子メールに対し返信する場合は、返信機能(リターン)を使用せず、別に送信メールを作成して送信する。
- (11) 個人情報が含まれるファックスを送信する場合は、宛先・ファックス番号を複数の職員に確認してもらい送信する。
- (12) 個人情報が含まれる文書を郵送または逡送する場合は、全て信書として扱い、宛先・内容を複数の職員に確認してもらい郵送または逡送する。

以上の対策を日々徹底し、継続して実行することで、事故防止に努めてまいります。

●立ち入り調査及び漏えい事故時の対応

- 漏洩事故発生時は、「パソコン等の運用と取扱に関する事故発生時の対応マニュアル」等に則り、県への報告、被害者への漏洩内容を連絡し、二次被害発生を防止します。また、再発防止策を策定し県及び被害者へ報告します。
- 個人情報の保護・適正運用に関し、県の立ち入り調査を受け入れます。

## ウ 個人情報保護についての教育及び研修

### ●職員等への周知・教育について

足柄ふれあいの村職員に対し、個人情報保護の重要性や守秘義務を理解させ、職員全員が共通理解をするために、以下の通り個人情報保護に関する職員研修を実施します。

研修内容	頻 度	対象者
個人情報保護	年 1 回	個人情報責任者、職員
	新規雇用契約時	新採用職員

内規である「パソコン等の運用と取扱について」や、「パソコン等の運用と取扱に関する事故発生時の対応マニュアル」を用いて、過去の事故事例によるリスクアセスメントや研修を実施するとともに、外部の研修・講習会等へ出席し、研修内容を所内全体へフィードバックします。

また、職員の雇用契約時には、個人情報保護に関する誓約書の提出を義務付けます。

### ●外部への業務委託者への取り組みについて

業務を外部委託する場合は、委託契約書（覚書）に弊社から委託者に対する個人情報保護、守秘義務の遵守の項目を必ず明記した上で契約を締結します。

## 11 これまでの実績

### (1) 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

#### ア 指定管理施設の管理実績

弊社が事業として実績を積んできた経験・ノウハウを、指定管理業務にも応用できるものと考え、平成18年度より、神奈川県及び南足柄市の指定管理物件等に応募し、平成18年度から令和7年度現在、以下の4施設の指定管理に携わっております。

平成18年に初めて受託した南足柄市内に立地する南足柄市立の3施設および県立の2施設は、南足柄市立の1施設を除き、現在も継続して指定管理業務を受託させて頂いております。

そのことは、弊社が同じ南足柄市に本社を置く企業として、発注者である行政の意向を理解し、弊社の主要業務の実績・経験や、地域との連携や緊急時の対応など、そのメリットを十分に活かし、真摯に業務を遂行していることが評価されている結果だと自負しております。

同時に、今後もそのことをベースに、学術機関や専門家など様々な外部との連携・御指導などを賜りながら、この地域において、より良い指定管理業務を推進していく所存です。

施設名及び所在地	業務内 (発注先)	実施期間
南足柄市運動公園 南足柄市怒田 1734	指定管理 (南足柄市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1期 H18年4月1日～H21年3月31日(3年間)</li> <li>・2期 H21年4月1日～H26年3月31日(5年間)</li> <li>・3期 H26年4月1日～H31年3月31日(5年間)</li> <li>・4期 H31年4月1日～R04年3月31日(3年間)</li> <li>・5期 R04年4月1日～R12年3月31日(8年間)</li> </ul>
足柄森林公園丸太の森 南足柄市広町 1544	指定管理 (南足柄市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1期 H18年4月1日～H21年3月31日(3年間)</li> <li>・2期 H21年4月1日～H24年3月31日(3年間)</li> <li>・3期 H24年4月1日～H29年3月31日(5年間)</li> <li>・4期 H29年4月1日～R04年3月31日(5年間)</li> <li>・5期 R04年4月1日～R14年3月31日(10年間)</li> </ul>
県立21世の森 南足柄市内山 2870-5	指定管理 (神奈川県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1期 H18年4月1日～H23年3月31日(5年間)</li> <li>・2期 H23年4月1日～H28年3月31日(5年間)</li> <li>・3期 H28年4月1日～R03年3月31日(5年間)</li> <li>・4期 R03年4月1日～R08年3月31日(5年間)</li> </ul>
県立足柄ふれあいの村 南足柄市広町 1507	指定管理 (神奈川県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1期 H28年4月1日～R03年3月31日(5年間)</li> <li>・2期 R03年4月1日～R08年3月31日(5年間)</li> </ul>

弊社は通算で9年あまり、足柄ふれあいの村を運営してきた実績があります。またその他の指定管理3施設は、いずれも、野外活動(屋外スポーツやバーベキュー場等)や森林公園施設として、より多くの県内・市内のお客様にご利用頂き、活動を楽しんでもらうとともに、より健康に、より豊かになっていただくことを目的とした施設で、足柄ふれあいの村との共通点が多くあり、これらの施設の管理運営のノウハウが、足柄ふれあいの村の運営にも生かされております。

### ■足柄森林公園丸太の森

足柄森林公園丸太の森は、大きな面積を占める南足柄市の森林を市民の憩いや健康増進、子どもたちの野外体験のために有効に利活用するために開設された施設です。

4期にわたる指定管理業務の受託を通して、地域住民、自治会などとの連携・協力を受け、森林での遊び、いやし、キャンプ、野外活動など、森林での様々な活動を促進しています。



### ■南足柄市運動公園

南足柄市民の屋外運動施設であり、多くの市民や、県民に利用されており、地域住民のスポーツコミュニティの場として、重要な役割を担っています。

市民、県民の利用促進はもとより、神奈川県が提唱する「未病を改善する」運動の駅として、市民、県民の健康増進の機能をより増進させるという方針で事業推進しています。

平成 29 年に、弊社から南足柄市に施設修繕を目的とした寄付を行い、南足柄市運動公園の人工芝のテニスコートのリニューアルに貢献しました。



### ■神奈川県立 21 世紀の森

21 世紀の森は、神奈川県環境農政局森林再生課が所轄する森林保全・利活用施設です。

神奈川県の森林面積率は 39%、南足柄市の森林面積率 68.5%と南足柄市は森林が多く、森林保全や森林の多面的利活用は市の大きな命題の一つでもあり、神奈川県の自然環境保全行政や、水源林保全行政にとっても大変重要な課題でもあります。

南足柄市の企業として、21 世紀の森の保全や県民に対する森林保全の啓発、森林の有効・多面的利活用を促進することは、弊社の使命であると考えています。



## イ 指定管理業務以外の施設管理業務の実績

弊社が主軸とするビルメンテナンス事業、グリーン環境事業などの事業の経験・実績・ノウハウを活かし、物件数は多くはありませんが、施設管理業務を受託しております。その一つとして、平成30年度から令和3年度まで県立山北つぶらの公園を受託しました。

また、宿泊施設を備えた、南足柄市で唯一の温泉施設「おんり〜ゆ〜」を12年間運営しております。



<おんり〜ゆ〜>



<県立つぶらの公園>

### ■指定管理業務以外の施設管理業務の実績

施設名	業務の内容
富士フィルム ビジネスイノベーション 塚原研修所	研修棟・宿泊棟などを有する、年間利用人数 40,000 人の大型研修所施設です。昭和 57 年より清掃管理、平成 8 年より警備保安業務を受注し、現在、フロント受付、清掃、設備、警備など施設管理全般の業務を行っています。
モダン湯治 おんり〜ゆ〜	旧県立青年の家跡地で、経営革新制度を取得し、南足柄市観光事業活性化の一環として、当社の事業として、平成 19 年 11 月に温泉施設「おんり〜ゆ〜」を開業しました。宿泊を含めた利用受付の他、レストランやカフェでの食の提供、「丸太の森」などと連携した自然体験プログラムを実施しています。
南足柄市パーク ゴルフ場	平成 18 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 18 年間、南足柄市から指定を委託され、管理運営を行ってまいりました。豊かな自然に囲まれた緑あふれるパークゴルフ場で、市民の皆様に愛されてきました。
県立山北つぶら の公園	県立山北つぶらの公園は、県西部の山北町南部の丘陵地に位置する公園で、平成 29 年 3 月に開園されました。 園内のサクラやヤマブキ、ミツバツツジ、ヤマツツジなどの樹木管理、斜面を生かした遊具等の整備、来園者の案内業務や季節と立地条件を生かした自主事業を実施してきました。

**(2) 神奈川県又は他の自治体における指定取消しの有無****●他の自治体等における指定取消しの有無** 有 無



時を忘れて笑顔になれる場所

